

第 6 回 上 島 合 併 協 議 会						
開催年月日	平成15年7月22日（火）					
開催場所	生名島開発総合センター 3階大ホール					
開 会	午後1時00分					
出席委員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 真登	5	委員 原山 公男	6	委員 田名後 豊重
	7	委員 泉原 光雄	8	委員 土居 計彦	9	委員 林 栄一
	10	委員 大林 清孝	11	委員 毎木 正博	12	委員 濱田 光
	13	委員 沼田 裕章	14	委員 松原 彌一	15	委員 児玉 幸治郎
	16	委員 村瀬 忍	17	委員 加登 まゆみ	18	委員 池本 福治
	19	委員 森本 義之	20	委員 村上 京子	21	委員 澤田 年光
	22	委員 加納 清二	23	委員 西村 孝子	24	委員 大林 貞光
	25	委員 森山 月美				
その他出席者	1	幹事会委員 柏原 泰彦	2	幹事会委員 益崎 徹造	3	幹事会委員 林 正城
	4	幹事会委員 植田 正美				
欠 席 者	1	委員 相原 博昭	2	委員 島根 亀夫	3	委員 横川 武広
	4	委員 横井 昇一				
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 山本 勝幸
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 ① 事務局報告 ② 幹事会報告 (3) 前回確認事項 ① 協議項目第 4 号 事務所の位置について ② 協議項目第 9 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて (4) 協議事項 ① 協議項目第 5 号 財産の取扱いについて ② 協議項目第 13 号 条例・規則の取扱いについて ③ 協議項目第 14 号 機構及び組織について ④ 協議項目第 19 号 町字名の取扱いについて ⑤ 協議項目第 20 号 慣行の取扱いについて ⑥ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて ⑦ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて					
閉 会	午後2時00分					

松崎事務局長	定刻より若干早いのですが、本日出席委員の皆様、すでにおそろいになりましたので、早速始めさせていただきます。 只今より、第6回上島合併協議会を開催いたします。開会にあたり会長木下良一よりご挨拶をいたします。 会長、お願いします。
木下会長	本日、委員の皆様には何かとご多用中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 我々、上島の合併は離島という地理的条件とその特異性をもって全国的にもいろいろと注目されているところでございますが、それゆえに克服しなければならない難しい障壁も多くあることは、皆さんご承知のとおりでございます。また、基礎的自治体のあり方、三位一体の財政改革、そして合併支援策として上島架橋に対する加戸知事の非常に力強いご意向、こうした地域を取り巻く諸状況にも十分留意しながら、この合併の意味と意義を自覚してお互いに心を合わせて、力を合わせて対応しなければというふうに思います。 平成16年10月を目標にいたしまして、限られた時間、残された時間を有効に活かして誇りと志しのある、そして信頼される地域の未来を築くために折角の努力が強く求められているものと思います。 委員の皆様のこれまでのご労苦を謝し、さらなるご理解とご配慮に期待するものでございます。なにとぞよろしくお願いを申し上げます。
松崎事務局長	どうもありがとうございました。 それでは、まず最初に弓削町の任期満了に伴う一般選挙後の臨時議会におきまして、議会人事に変更があったことによりまして、3名の委員の皆さんが交代しましたので、事務局よりお知らせします。 弓削町議会議長として委員でありました越智貴美夫委員、弓削町議会選出委員でありました岡島政則委員、学識経験者としての委員でありました島根亀夫委員の3名の委員の方々が新委員と交代しております。これから新委員の紹介をいたしますので、名前を呼ばれた新委員の方はご起立願います。本日は欠席されておりますが弓削町議会議長として島根亀夫委員、島根委員は先ほども申し上げましたが以前は学識経験者として出ておられました、今回からは議会議長として出席していただくこととなります。次に議会選出委員といたしまして土居計彦委員、それから学識経験者として児玉幸治郎委員の3名の方々が新委員となりました。 新委員の皆様、これからよろしくお願いいたします。 続きまして、この会が、委員29名のうち、25名出席いただいておりますので、規約第10条第1項の規程によりまして、過半数以上の出席がありますので、成立することを報告しておきます。

木下会長	それでは、早速、議事に入りたいと存じますが、ここで規約第10条第2項の定めるところによりまして、これからの議事、進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。 会長、お願いいたします。 それではお手元に配布しております会次第に基づきまして、協議を進めてまいりたいと思います。 まずはじめに、協議会会議録署名人の選任についてであります、生名村の村上京子委員、岩城村の加納委員、お二人をお願いいたします。 次に報告事項であります。まず、事務局報告をお願いします。
山本事務局員	それでは、前回第5回協議会からの事務局報告をいたします。資料は1ページをお開きください。 (1) 事務事業一元化業務についてでございますが、資料にあります介護保険分科会、保健分科会、高齢者分科会分の事務事業一元化調書を事務局において調整し、幹事会へ提案いたしました。また、残っております住民分科会、国保分科会、生活環境分科会、産業分科会、教育部会分につきましても、調整がつき次第順次幹事会へ提案する予定でございます。 続きまして、(2) 例規策定業務についてでございますが、現在、各専門部会・分科会において、事務事業一元化調書の調整方針を基に、例規原案作成調書の作成を行っているところでございます。この例規原案作成調書とは、委託業者が例規の原案を作成するために必要な指示を行うための往復カードでございます。 次に、(3) 新町の名称の公募についてでございますが、先月20日から募集を開始しまして、今月の17日木曜日現在で297通の応募があり、順次整理しております。募集の締め切りについては、来月20日まででございます。 最後に、(4) 各種打合せ会についてでございますが、常備消防、非常備消防等に関する消防体制打合せ会を平成15年6月25日水曜日、特別養護老人ホーム「海光園」の取扱いに関する老人ホーム打合せ会を平成15年7月3日木曜日、電算システムの統合等に関する電算打合せ会を平成15年6月27日金曜日と7月9日水曜日にそれぞれ担当職員を招集しまして、具体的な協議検討に入りました。また、今後、回を重ねまして方針を打ち出したいと考えております。 以上で事務局報告を終わります。
木下会長	続きまして幹事会の報告をいたします。
大船事務局次長	それでは、幹事会報告を致します。資料の2ページをご覧ください。

	第6回目の幹事会を、7月14日月曜日午後1時から生名村役場第2委員会室で、幹事8名、事務局3名の計11名が集まり行ないました。 内容としまして、今日の協議会に提案する議題について協議調整を行い、まず最初に報告事項として、「事務局報告」、「幹事会報告」以上2件の報告を、前回確認事項として、「事務所の位置について」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」の2項目の確認を、また協議事項として、「財産の取扱いについて」、「条例・規則の取扱いについて」、「機構及び組織について」、「町字名の取扱いについて」、「慣行の取扱いについて」、「各種事務事業（電算システム・広報広聴）それぞれの取扱いについて」の7項目を提案することを決定いたしました。 また、その他としまして、新町の消防体制について総務分科会消防班で検討し、まとめた報告書に基づき協議いたしました。その結果、組織・人員配置等について若干の問題がありまして、もう一度消防班で検討し幹事会で再度協議することといたしました。 以上で、7月14日開催の幹事会の報告を終わります。
木下会長	以上で報告事項を終わりましたが、事務局報告、幹事会報告につきまして何かご質疑ございましょうか。 特にないようでございますので、前回の確認事項を行いたいと思います。 まず、事務所の位置についてであります。先般、総合支所方式とすると、それから管理・事務局部門を置く総合支所は弓削町とすると、ここまでは確認できましたが、ただし書きについては今回、小委員会の意向等も配慮して決定しようということにしております。その文面を配布いたします。これにつきましては、幹事会の方で検討してもらいまして、それを小委員会の前委員長と協議し、これに基づきまして決定したものでございます。 内容は先ほど申し上げましたものに加えて、本庁方式に移行する際は新町において検討する、また今後の公共施設整備については均衡ある発展に配慮する。こういうものでございますが、よろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	それでは、特にご異議もないようでございますので、このとおり確認をいたします。 続いて協議項目第9号の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてであります。先般のときに若干説明不足もあったかと思ひますけれ

木下会長	ど、大体18以内に考えるということでございます。それで委員会法によりますと選挙による委員の定数は12名とすると、そして議会推薦と農協関係の推薦がありますので、これを法に定めるところによりますと7名になることも考えられるわけですが、この時点におきまして、推薦の際に18以内に納まるように考慮するという含みをもたせまして、本日このような取扱いについての確認をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょう。 こういうことでよろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。 それでは提案のとおり、確認されました。 続いて、第4の協議事項でございます。 協議項目第5号、財産の取扱いについてを協議いたします。説明願います。
大船事務局次長	それでは、説明いたします。資料の5ページをお開き下さい。 協議項目第5号、財産の取扱いについて提出する。 財産の取扱いについて、4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。この協議項目については、第1回の協議会において、『4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。なお、事務事業現況調査により変更することもあり得る。』とすでに確認しておりましたが、事務事業現況調査も終わり、その結果、変更がございませんでしたので、『なお、事務事業現況調査により変更することもあり得る。』という文言をとるものでございます。 次のページをお開き下さい。 現在、4ヶ町村の財産の状況はご覧のとおりとなっています。 詳細については、別添の付属資料のとおりでございますので、そちらをご覧くださいただけたらと思います。 まず最初に、1ページの一番右の4ヶ町村合計の欄を見てみますと、公有財産として、土地が3,894,513㎡、建物が98,264㎡の計3,992,777㎡あります。また、動産として船舶が5隻、浮棧橋が16基となっております。次に、有価証券でございますが、株券等が合計で19,533,000円となっています。次に出資による権利として、68,095,000円あります。 次に、各種自動車等の物品がございます。債権はございません。また、基金としまして財政調整基金他50億11,636,000円あります。次に、地方債の状況でございますが、一般会計が85億47,035,000円、特別会計が36億8,087,000円の合計で122億27,122,000円となっています。

	以上のような財産は、すべて新町に引き継ぐものとなります。 なお、この財産の取扱いについては、基本的協議項目の一つとなっております。また、合併協議会で確認後は、地方自治法第7条第5項により、議会の議決が必要となってきます。 以上で、財産の取扱いについての説明を終わります。
木下会長	以上、説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
佐伯副会長	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
佐伯副会長	聞き漏らしたんだけど、事務事業の変更により何か・・・あれをもう1回。
大船事務局次長	第1回目の協議会で、財産はすべて新町に引き継ぐということになっていたんですけど、そのときに事務事業の現況調査によって変更もあり得るということにしていたんですけど、今回、事務事業現況調査も終わりました、特に変更がございませんでした、ということです。
佐伯副会長	変更することもあり得る・・・。
大船事務局次長	あり得るという文言を取り除いたと、今回。
佐伯副会長	取り除いても、しかし、今からといったら、まだ1年ほどあったら変更もあり得るんじゃない。
大船事務局次長	残高はいくらになるか分からないけど、それは全部新町に引き継ぎます、ということで。
佐伯副会長	合併時の・・・。
大船事務局次長	そうです、はい。
木下会長	よろしゅうございましょうか。
佐伯副会長	はい。
木下会長	他に何かございませんか。

木下会長	特にないようでございますので、財産の取扱いにつきましては原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。 ご異議なしと認めます。よって原案どおり確認されました。 続いて、協議項目第13号、条例・規則の取扱いについてを説明願います。
大船事務局次長	それでは説明致します。 資料の12ページをお開き下さい。 協議項目第13号、条例・規則の取扱いについて提出する。 条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。 (1) 合併と同時に、町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。 (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。 (4) 失効するもの。 次のページをお開き下さい。 ご覧のとおり、現在4ヶ町村の例規集には、条例が延べ484件、規則が311件、その他規程・要綱等が延べ211件の計延べ1,006件の例規が掲載されています。これらの例規を新町の例規としてまとめていくのですが、その取扱いについて、まず1番目の『合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるもの』ですが、これは、合併してから50日以内に町長選挙並びに議会議員選挙が行われるわけで、合併の日から選挙までの間、町長及び議員は不在となります。しかし、町政を執行していく上では、どうしても空白期間の許されない条例・規則等があります。そのため、合併の日をもって職務執行者が専決処分して例規を制定し、施行させていくというものです。そして、最初の議会でこの専決処分した例規について報告し、承認を求めています。 2番目に、『合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの』ですが、これは、新町の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、合併後も一定の期間に限り、従来その地域に施行されていた条例・規則を新町の条例・規則として引き続き施行させるというものでございます。 3番目に『合併後、逐次制定し、施行させるもの』ですが、これは、町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの、議会の方に提案権があるもの、例えば、『町議会委員会条例』、『町議会傍聴規則』等があり

木下会長	ますが、これらについては、合併後、逐次制定し、施行させるものでございます。また、新町発足時には必要ありませんが、合併後、逐次制定し施行させるというもので、例えば『町長の資産等の公開に関する規則』等があります。 4番目に、『失効するもの』ですが、新町においては、廃止となるものです。例えば、『コンピュータ西暦2000年問題対策本部設置要綱』、『国民年金印紙取扱い基金設置条例』等は、本来今までに廃止すべきものが、手続き上残っていたものを、今回整理して廃止しようとするものです。 また、これらの例規策定については、協議会におきまして、ご確認をいただいた事務事業の調整方針をもとにして、ただ今、各分科会で調整作業を行っており、まとめ次第協議会で報告していきたいと思っております。 以上で、条例・規則の取扱いについての説明を終わります。 以上で説明が終わりましたが、条例・規則の取扱いについて、これについて何か質疑等ございますか。 特にないようでございますので、お諮りいたします。協議項目第13号、条例・規則の取扱いにつきましては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって原案どおり確認されました。 続きまして、協議項目第14号、機構及び組織について協議いたします。説明を求めます。
大船事務局次長	それでは、説明致します。資料の16ページをお開き下さい。 協議項目第14号、機構及び組織について提出する。 新町の機構及び組織については、次の整備方針に基づき整備するものとする。 (1) 住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織 (2) 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織 (3) 行政課題や緊急時に即応できる機構・組織 (4) 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 (5) 簡素で効率的な機構・組織 次のページをお開き下さい。 現在、4ヶ町村の機構・組織はご覧のとおりとなっています。合併後の組織については、すでに事務所の位置の協議で、『総合支所方式』として、『管理・事務局部門を置く総合支所は弓削町とする』ということが確認さ

	れています。そのため、現在の4ヶ町村の庁舎には、今までどおり行政機能が残っており、今までどおりの住民サービスが提供できます。また、住民サービスを最大限に提供するために、先ほど言いましたとおり、5つの整備方針に基づき、合併までに調整していきたいと思います。 以上で、機構及び組織についての説明を終わります。
木下会長	説明が終わりました。機構及び組織について、何か質疑、ご意見ありませんか。 ございませんか。 なし、という声あり。
木下会長	特にないようでございますので、お諮りいたします。機構及び組織につきましては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	異議なしと認めます。よって原案どおり、確認されました。 続いて、協議項目第19号、町字名の取扱いについてを協議いたします。説明を求めます。
松崎事務局長	それでは、協議項目第19号、町字名の取扱いについて説明いたします。資料の21ページをお開きください。 本日の協議会では、提案だけとさせていただきたいと思います。資料の25ページをお開きください。 町字名の取扱いにつきましては、地方自治法第260条に書いてありますように、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければなりません。当上島新町の場合は、当協議会において協議いたしまして、職務執行者により専決処分をし、届出ようになります。知事は直ちに告示を行い、そこで効力を生じるようになります。 本日は、事務局の案といたしまして、22ページの案1から24ページの案3まで示しておりますが、いずれの案にいたしましても、生名村、岩城村につきましては、3案とも同じで〇〇町生名何番地、〇〇町岩城何番地となり、問題はなかろうかと思います。 しかし、弓削町、魚島村につきましては、22ページの案1では、〇〇町弓削字久司浦何番地、〇〇町魚島字1番耕地何番地というふうな案と、23ページの案2では、〇〇町弓削久司浦何番地等、〇〇町魚島1番耕地何番地というふうに字をのけた案、それから24ページの案3では、〇〇

	町久司浦何番地等、〇〇町 1 番耕地何番地というそれぞれ弓削、魚島をのけた案の 3 案を示しております。この事務局案にこだわりませんが、概ね、考えられる案だろうというふうに思っております。次回の協議会までに、それぞれの町村でよく検討していただきたいと思います。 以上簡単ですが、説明とさせていただきます。
木下会長	説明が終わりましたが、これについて何かご質疑、ご意見ございますか。
佐伯副会長	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
佐伯副会長	今、事務局の方で、事務局の案を基にしまして、まあこれの他に案があるかも分かりませんけれども、十分地元で協議をして相談をして、できるだけ早く事務局の方へお答えをお願いしたい。というのは、一つの投げかけをしてもらっておりますので、魚島の場合も前助役さん非常に行政マンで詳しい方でございますので、いろいろ知恵を拝借しとる段階でございますので十分帰って相談をして、できるだけ早く方針を決めてご回答したいと、こういうふうに思います。
木下会長	他にございませんか。 特にないようでございますので、提案のとおりそれぞれの地域において、十分協議、検討されまして、次回もしくはその次の回に確認いたしたいというふうに思いますがよろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	では、持ち帰って十分検討の結果、次回もしくはその次回に確認いたしたいと思います。 続きまして、協議項目第 20 号、慣行の取扱いについて、説明を求めます。
松崎事務局長	それでは、協議項目第 20 号、慣行の取扱いについて簡単に説明致します。資料の 26 ページをお開き下さい。 協議項目第 20 号、慣行の取扱いについて、調整方針を次のとおり提出する。 1. 町章、町の木、町の花等の象徴的な事項については、新町において調整する。 2. 町民憲章及び町の宣言については、新町において調整する。

	3. 表彰、名誉町民、慣行行事等については、4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。 ということで調整しております。 資料の27ページには、各町村の町村章、町村の花、町村の木、町村の鳥、町村の魚、町村民憲章を、資料の28ページには、町村の宣言、表彰、名誉町村民、それから慣行行事等、町村交流というふうに各町村の現状を示し、それぞれに調整しております。 いずれも今後、新町におきまして、それぞれの区分ごとに、状況に応じ、協議調整をしていくというふうに調整しております。 以上簡単ですが説明を終わります。
木下会長	以上説明が終わりました。各町村ともいろいろなものがあると思いますが、これにつきまして何か質疑、ご意見ございますか。 特にないようでございますので、慣行の取扱いにつきましては、原案どおり確認し、新町において行うという基本的な考え方でよろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	特にご異議ないものと認めます。よって協議項目第20号、慣行の取扱いにつきましては、原案どおり確認することに決定いたします。 続きまして、協議項目二十・・・これは21号というのが2つあるようでございますので、同時に協議したいと思います。 説明させます。
山本事務局員	協議項目の21号でございますが、各種事務事業の取扱いについてとしまして、事務局において重要と思われる項目を抜き出しまして、順次、本会へ提案いたしますので、よろしくお願い致します。また、枝番号につきましては、全ての項目協議が終わりましたら、種別ごとに整理し、割り振っていきたいと考えておりますので、本日は空欄とさせていただきます。 それでは、説明いたします。資料の31ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて提出する。 電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステム統合を図るものとする。ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。という調整方針でございます。 資料の32ページに住民情報システム、総合福祉システム、内部事務シ

	システム、地理情報システム、その他行政システムの区分で4ヶ町村の現況を掲載しております。ご覧いただきましたら分かりますように、4ヶ町村同じようなシステムを導入しているものの、すべてが同一システムではございません。合併後、住民サービスの低下を招かないよう統一運用を図るためには、電算システムの統合が不可欠となります。 併せて、資料33ページの情報インフラ整備でございますが、これにつきましても、4ヶ町村が同一環境となるよう合併までに整備し、広域ネットワークにより効率的な運用が可能となるよう進めてまいります。 以上簡単ではございますが、電算システム事業についての説明を終わります。 引き続きまして、資料の35ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて提出する。 1. 広報誌については、合併時に統合し、毎月1日発行とする。配布方法については、当面現行のとおりとする。2. ホームページについては、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。3. 防災行政無線については、当面現行のとおりとする。4. 広聴関係業務については、合併時に調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。という調整方針でございます。 資料の36ページをお開きください。広報誌は4ヶ町村とも発行しておりますので、合併時に新町広報誌として一元化し、毎月1日に発行いたします。ホームページについても、新町のホームページを制作し、情報提供に努めることとします。次のページの防災行政無線でございますが、一般行政情報については、当面現行のとおりいたします。 簡単ですが、以上でございます。
木下会長	以上、説明が終わりましたが、それぞれにつきまして何かご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。 今ので当面いうのはどういう意味？
松崎事務局長	はい。
木下会長	当面現行のとおりとするいうて。
松崎事務局長	新町において、できるまで当分の間いうことでございますけども。合併後、すぐするということではなくてという意味です。
木下会長	そういう意味か。

松崎事務局長	はい。
木下会長	何かご質疑、ご意見ございますか。
原山委員	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
原山委員	32ページにある???・・・。
木下会長	ちょっと聞こえにくいので・・・。
	マイクを・・・。
原山委員	32ページのですね、地籍管理システムが生名村と岩城村には出てきておりまして、弓削や魚島さんにないので、先ほどありました字名ですかね、あそこらの関係があるんでしょうか。そこらあたりをお聞きしたいんですが。
松崎事務局長	町字名とは関係は当面ございません。生名村、岩城村さんにつきましては、国土調査が新しく、岩城村何番地というようなかたちで統一化が図られております。この地籍管理システムといいますのは、地籍図とかそういうものを、固定資産上のそういうものを管理しているシステムでございます。ただし、これを新町においてシステムとして全部使えるかどうか、弓削町についても魚島村についてもできるようにするのかどうかというのは、今後の調整にかかっていると思います。
原山委員	ありがとうございました。
木下会長	よろしゅうございましょうか。
原山委員	はい。
木下会長	他に何かございませんか。
児玉委員	はい。
木下会長	はい、どうぞ。

児玉委員	35ページの3番目の防災行政無線については、当面現行のとおりとすると、いうふうになっておりますが、例えば南海沖地震いうんですか、今いろいろ言われております。そういったことで津波発生とかいうような予報が出た場合に、県からの新町への連絡は一本であって、旧役場はそれぞれの4ヶ町村にあるわけですが、そこへは県からは直接行かずに、こちらの方で一本で受けてそれでまた3ヶ町村の方へ連絡するというようなことになるという意味ですか、これは。 県からの予報はどういう入り方になるんですか。
松崎事務局長	県からの情報、今入ってきている、児玉さんのおっしゃるのは各町村に今から、いろいろな警報とかそういうのが入ってきている分のことだろうとは思いますが、それにつきましては、まだ県の方との協議も済んでおりませんし、恐らくできたらその情報はそのまま流せるようにとはお願いはしようと思うんですけれども、その防災無線の今いっているのとはちょっとちがいます。今の防災行政無線は各町村で放送している分ですねえ。その分の関係のことで、ここでは言っているんですけれども。 県から入ってきている分につきましては、これからまた協議していくようになろうかと思えます。
児玉委員	県から入ってくる情報をもとに防災無線でそれぞれの区域へ放送をすることになろうかと思えます。 そのへんを県との調整の段階では充分、一刻を争う問題ですからそのへんは今までどおりというような、新町になっても防災行政無線が一本化できるようになるまでの間は、今までのような方法ができるようなことで調整してもらったらと思えます。
松崎事務局長	はい。それで、補足説明で言っておきますが、例えば防災行政無線でこちら〇〇町何とか、というような放送をしておりますが、あれを統一するだけでですね、現在見積もりを貰っているのが1,500万かかります。各町村で1ヶ所でやろうと思えば1,500万かかるというようなこともありまして、これから当分の間、消防の方の緊急の分はですね、また別に協議して連絡体制なり、うまくいくように協議は進めていこうとは思っております。
児玉委員	はい、わかりました。
土居委員	はい。
木下会長	はい、どうぞ。

土居委員	31ページの各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについてというところですけど、罫線で囲っている中にですね、「電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステム統合を図るものとする。」というのは当然目指さなければならないし、分かるんですけども、「ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。」ということは、結局合併時にはシステム統合はできないということを行っているわけですか。 単独処理システムというのは、どういうものかも教えてください。
山本事務局員	単独処理システムといいますのは、パソコン単体で動いているシステムでございまして、その他の統合するシステムというのは、例えばサーバーと呼ばれる処理パソコンと個人が端末として使っておりますパソコンで、ネットワークで結ばれたシステムを統合するということでして、単独処理システムというのは、今回統合するシステムとは若干違うシステムになります。 例えば、この資料で言いますとその他行政システムの1から5までそれぞれシステム名がありますが、このへんはすべて単独処理システムとなっております。住民情報システム、上の方なんですけれどもこれはすべて合併までに統合いたします。
土居委員	でしたら住民情報システムというところまで、全部やるということですか。そして、下の方の小さい罫線の中の福祉システムとか内部事務システムとかいうのは、旧町村のものが残っていくということですかねえ。
山本事務局員	住民情報システムは基本的にはすべて統合いたしますけれども、中に個々にいろいろ細かくさらに分かれておりまして、その細かい部分については若干できない部分もあるかもしれませんけれども、ほとんど基本的には統合するようにいたします。総合福祉システム、内部事務システムについても統合は可能でありまして、ただ若干内部事務システムの例えばカッコ4番の例規・現行法令検索システム、このへんは単独処理システムとなっておりますので、こういったところは合併後に新町において調整して、すべて統合するかどうかは決めていきたいと考えております。
土居委員	いずれにしても、大変な作業なんですけども新町合併までになるべく進めておいてですね、合併後はどこの役場でも分かるというふうなのにしていくのが、やっぱり理想的だろうと思いますね。これは生名さんに行かないと分からないとか、魚島さんに行ってこないと分からないというようなことのないようにですね、お金をかけてちゃんと結んでですね、システムの方もできるだけ統一を進めておくというふうにお願いします。

	そうでないと、新町になってからという大変な業務が残っていきますので、従業員の方も負担が大きくなるような気がしますので、そのへんをひとつ精力的に進めていくようにご指導お願いいたします。
松崎事務局長	どうもありがとうございます。
土居委員	ありがとうございました。
木下会長	他にございませんか。
	特にないようでございますので、お諮りいたします。 この2つの協議項目につきましては、この原則に基づきまして進めていくということで確認いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。
	異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって原案どおりの原則に基づきまして進めていきたいというふうに確認いたします。
	以上でこちらから用意しております協議事項はすべて終了をいたしました。が、せっかくの機会でございますので、何かご意見ありましたらお願いいたします。
	特にないようでございますので、以上をもちまして会議は終了いたします。
松崎事務局長	以上をもちまして、第6回上島合併協議会を閉会いたします。委員の皆さん、どうもありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成15年 月 日

署名委員

署名委員